平成２５年（フ）第１３７２３号
東京都世田谷区北烏山６丁目20番24号
破産者　有限会社リファイン住設
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３７号
東京都墨田区向島２丁目20番５号
破産者　株式会社マルナカエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３８号
神奈川県横浜市金沢区並木１丁目３－５－103
破産者　中村　俊彦
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７４２号
東京都八王子市椚田町338番地の２
破産者　有限会社高藤内装
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７４３号
東京都八王子市椚田町114－１－203
破産者　高取　永行
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７４５号
東京都荒川区西尾久４丁目１－16－405　ライオンズマンション田端第２
破産者　家永慎次郎
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７５１号
千葉県市原市上高根1316－61
破産者　村岡　　実
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７５７号
東京都世田谷区新町２丁目２－16　メモリーズ88－502
破産者　志村　克巳
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９１号
東京都千代田区丸の内３丁目１番１号　国際ビル９階
破産者　Ｐｒｏｐｉｎｖｅｓｔ　Ｇｉｎｚａ特定目的会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９６号
千葉県市原市山木919番地
破産者　有限会社ヒーロー
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９７号
新潟県小千谷市大字**蒋**生丙262－26
破産者　西井　博昭
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９８号
新潟県小千谷市大字**蒋**生丙262－26
破産者　西井　麗子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６１号
埼玉県春日部市赤沼805－９
破産者　間　　初子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０３号
千葉県市川市北方町４丁目1905番地９
破産者　有限会社ばん
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９１０号
東京都江戸川区小松川１－２－３－1103
破産者　佐多　俊彦
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５４号
東京都小平市小川東町１丁目35－３－102
破産者　渡邉　武志
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１８号
東京都日野市日野本町２丁目20－６－302
破産者　石塚奈穂美（旧姓木村）
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３号
東京都足立区千住関屋町10－11－306
破産者　松島　秀樹
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４号
東京都足立区千住関屋町10－11－306
破産者　松島　晴美
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目６－３　ＴＯＰ大宮第９　302
破産者　今井　翔太
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５４号
東京都八王子市子安町１丁目15－７－206
破産者　山田　廣司
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５７号
神奈川県横浜市中区本牧町２丁目311－２－202
破産者　小山　裕子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部